

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 13 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 障 害 保 健 福 祉 主 管 課 御 中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和 3 年度の「障害福祉サービス等処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等処遇改善計画書）」に係る届出期限について

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。
昨年 12 月 11 日に障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性」がとりまとめられたところですが、その中に、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算（以下「処遇改善加算等」という。）の見直し等が盛り込まれています。

今後、関係する告示や通知の見直しを検討することとなりますが、処遇改善加算等の届出については、

- ・ 通常は処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしているところですが、
- ・ 令和 3 年度に 4 月または 5 月から取得する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定

ですので、各自治体におかれましては、ご了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関に周知徹底を図るようお願いいたします。

【令和 3 年度当初の特例（予定）】

令和 3 年度に 4 月または 5 月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年 4 月 15 日（木）までに障害福祉サービス等処遇改善計画書を都道府県知事等へ届出するものとする。

【（参考）通常の見直し】

処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに、当該障害福祉サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。

「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 2 年 3 月 6 日障障発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）参照

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03 - 5253 - 1111（代表）
評価・基準係（内線3036）